

令和6年第2回（6月招集）袖ヶ浦市議会定例会議案

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 2 号	袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 3 号	袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 4 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 5 号	教育長の任命について	12
議案第 6 号	監査委員の選任について	13
議案第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について）	14
議案第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	30
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	34
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について	35
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦について	36
報告第 1 号	市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について（袖ヶ浦市土地開発公社）	37
報告第 2 号	令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について	38
報告第 3 号	袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第 4 期）の策定について	41

議案第 1 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の一部が施行され、再生可能エネルギー発電設備のうち特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について見直しが行われたことなどに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市税条例（平成 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 1 0 条の 2 中第 1 6 項を第 1 7 項とし、第 7 項から第 1 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 7 分の 6 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 6 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の袖ヶ浦市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

袖ヶ浦市国民健康保険特別会計の財源を確保するため、国民健康保険税の税率改定を行うとともに、地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号）の一部が改正され、国民健康保険税に係る課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の判定所得基準額が引上げられたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市国民健康保険税条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.9」を「100分の7.5」に改める。

第5条中「18,000円」を「20,000円」に改める。

第5条の2第1号中「22,000円」を「24,000円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「18,000円」に改める。

第6条中「100分の1.95」を「100分の2.6」に改める。

第7条中「10,500円」を「14,000円」に改める。

第8条中「100分の1.6」を「100分の2.4」に改める。

第9条中「12,500円」を「16,000円」に改める。

第23条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第1号ア中「12,600円」を「14,000円」に改め、同号イ（ア）中「15,400円」を「16,800円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「8,400円」に改め、同号イ（ウ）中「11,550円」を「12,600円」に改め、同号ウ中「7,350円」を「9,800円」に改め、同号エ中「8,750円」を「11,200円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同号ア中「9,000円」を「10,000円」に改め、同号イ（ア）中「11,000円」を「12,000円」に改め、同号イ（イ）中「5,500円」を「6,000円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「7,000円」に改め、同号エ中「6,250円」を「8,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同号

ア中「3, 600円」を「4, 000円」に改め、同号イ（ア）中「4, 400円」を「4, 800円」に改め、同号イ（イ）中「2, 200円」を「2, 400円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 300円」を「3, 600円」に改め、同号ウ中「2, 100円」を「2, 800円」に改め、同号エ中「2, 500円」を「3, 200円」に改め、同条第2項第1号ア中「2, 700円」を「3, 000円」に改め、同号イ中「4, 500円」を「5, 000円」に改め、同号ウ中「7, 200円」を「8, 000円」に改め、同号エ中「9, 000円」を「10, 000円」に改め、同項第2号ア中「1, 575円」を「2, 100円」に改め、同号イ中「2, 625円」を「3, 500円」に改め、同号ウ中「4, 200円」を「5, 600円」に改め、同号エ中「5, 250円」を「7, 000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の袖ヶ浦市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正され、小規模保育事業所等の職員配置基準について見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

教育長の任命について

袖ヶ浦市教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
ときた みちお 鵜田 道雄		

提案理由

袖ヶ浦市教育委員会教育長御園朋夫氏が令和 6 年 6 月 30 日をもって辞職するため、後任に鵜田道雄氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 6 号

監査委員の選任について

袖ヶ浦市監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
あづ みつお 阿津 光夫		

提案理由

識見を有する者のうちから選任された監査委員阿津光夫氏が令和 6 年 7 月 9 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

令和 6 年 3 月 30 日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、袖ヶ浦市税条例の一部を改正したものである。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、
議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間
的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

記

専決第 1 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
(別紙のとおり)

令和 6 年 3 月 3 0 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市税条例（平成 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 5 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 7 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 7 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 3 9 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 7 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下であ

る所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個

人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記

載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においては
ないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の
分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個
人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期にお
いてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特
別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じ
て得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載す
べき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期にお
いてはないものとし、第 4 期納期においてはその者の普通徴収に係る
個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に
係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和 6 年度分の個人の市民税（第 1 期納期から第 4 7 条第 1 項の規定
により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）
を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、
前項の規定は、適用しない。

（令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特
例）

- 第 7 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 4 7 条の 2 第 1 項の
規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に
係る個人の市民税（第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の
市民税」という。）の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法に
よって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額につい
ては、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る
個人の市民税の額（附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものと
した場合に算出される第 4 7 条の 2 第 1 項に規定する前年中の公的年
金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収

を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)

の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があ

るとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においては

その者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額と

する。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及

び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法

律第 87 号) 第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 8 号中「附則第 19 条の 3 第 5 項」を「附則第 19 条の 3 第 4 項」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 13 条の 2 第 4 項を削る。

附則第 13 条の 3 第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 14 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、

「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の袖ヶ浦市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

令和 6 年 3 月 30 日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正したものである。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

記

専決第 2 号

袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
(別紙のとおり)

令和 6 年 3 月 3 0 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市都市計画税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市都市計画税条例（平成 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附則第 2 項の 2（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同項を附則第 2 項とする。

附則第 4 項の前の見出し及び同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、1 0 0 分の 2 . 5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 5 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、「当該宅地等に係る」を削る。

附則第 6 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 7 項及び第 8 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 9 項に見出しとして「（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付し、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 2 1 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 1 0 項の見出し及び同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 1 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 1 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 1 5 項中「附則第 4 項、第 5 項」を「附則第 5 項」に、「法附則第 1 7 条第 4 号」を「法附則第 1 7 条第 4 号」に改める。

附則第 1 6 項中「第 3 5 項まで、第 3 8 項、第 3 9 項、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」を「第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段に定めがあるものを除き、この条例による改正後の袖ヶ浦市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
たしろ えつこ 田代 悦子		

提案理由

人権擁護委員田代悦子氏が令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
いながき あきひこ 稲垣 昭彦		

提案理由

人権擁護委員稲垣昭彦氏が令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
う さ み か ず こ 宇佐美 和子		

提案理由

人権擁護委員宇佐美和子氏が令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、同氏を再推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

報告第 1 号

市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市が出資又は債務を負担している下記法人の経営状況を説明する書類を作成したので、これを報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩
記

袖ヶ浦市土地開発公社

報告第 2 号

令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計予算において設定した繰越明許費について繰越明許費繰越計算書を調製したので、これを報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

令和５年度袖ヶ浦市一般会計予算 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国庫支出金	特 定 財 源 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
			円	円	円	円	円	円	円	円
２．総務費	１．総務管理費	災害情報等伝達手段確保事業	10,000,000	10,000,000				10,000,000		
２．総務費	３．戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳事務費	9,053,000	9,053,000		9,053,000				
３．民生費	１．社会福祉費	物価高騰緊急支援給付金事業	221,709,000	112,792,000		50,560,255				62,231,745
３．民生費	１．社会福祉費	物価高騰緊急支援給付金事業（住民税均等割のみ課税世帯）	354,963,000	155,193,000		155,193,000				
３．民生費	２．児童福祉費	子ども応援臨時給付金事業	2,245,000	2,218,900						2,218,900
４．衛生費	１．保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	962,000	962,000		962,000				
４．衛生費	１．保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,879,000	2,878,436		2,878,436				
４．衛生費	１．保健衛生費	火葬場整備運営事業	68,654,000	68,654,000						68,654,000
４．衛生費	３．上水道費	かずさ水道広域連合企業団負担金及び出資金	54,500,000	54,500,000				54,500,000		
６．農林水産業費	１．農業費	物価高騰対策農業者緊急支援金事業	8,656,000	8,656,000						8,656,000
７．商工費	１．商工費	中小企業支援事業	34,248,000	34,248,000		32,555,000				1,693,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	特 定 入 出 金	地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
			円	円	円	円	円	円	円	円
8. 土木費	2. 道路橋梁費	自転車利活用推進事業	5,500,000	5,500,000		2,750,000		2,200,000		550,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁長寿命化修繕事業	31,361,000	31,361,000		12,764,000		2,500,000		16,097,000
8. 土木費	4. 港湾費	千葉港整備事業地元負担金	18,077,000	18,077,000				6,500,000		11,577,000
8. 土木費	5. 都市計画費	西内河根場線建設事業	33,846,000	17,163,139				6,100,000		11,063,139
8. 土木費	5. 都市計画費	公園緑地管理事業	8,877,000	5,517,000						5,517,000
8. 土木費	5. 都市計画費	駐車場維持管理費	6,006,000	6,006,000						6,006,000
9. 消防費	1. 消防費	消防水利整備管理事業	6,153,000	6,153,000						6,153,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校管理工事費	19,283,000	19,283,000		4,689,000		14,500,000		94,000
10. 教育費	3. 中学校費	中学校環境整備事業	128,478,000	128,477,800		30,213,000		91,500,000		6,764,800

報告第 3 号

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第 4 期）の策定について

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第 4 期）を策定したので、同条第 8 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩